

後期高齢者医療制度 加入者の皆さんへ

令和2・3年度の保険料率が決定しました

後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに改定されます。加入者の皆さまには7月中旬頃に保険料額の「決定通知書」を送付いたします。また今年から年金天引額が年間通じて均一になるよう平準化を行います。

1 保険料率の改定

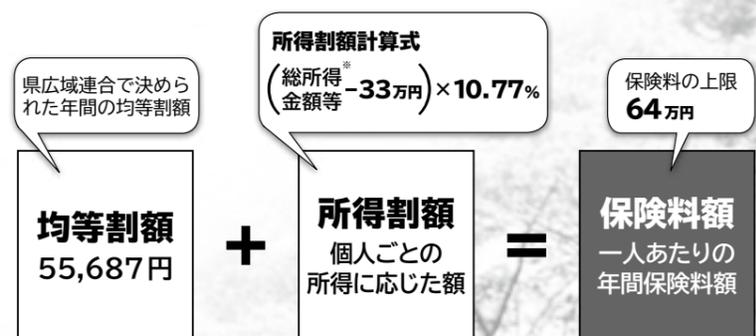
今回の改定の結果、令和2年度および3年度の所得割と均等割額が下記のとおり決定しました。

保険料は被保険者ごとに計算されます。被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の総所得金額等(※注)に応じて負担する「所得割額」との合計額が保険料となります。保険料の詳細は、7月に送付予定の「令和2年度後期高齢者医療保険料決定通知書」に記載しますので、ご確認ください。

《 均等割額・所得割率・賦課限度額 》

	平成30・31年度	令和2・3年度	増減
均等割額	56,085円	55,687円	398円減
所得割率	10.83%	10.77%	0.06%減
賦課限度額	62万円	64万円	2万円増

《 後期高齢者医療制度 保険料額の算出方法 》



※「総所得金額等」とは前年中の「公的年金等収入-公的年金等控除」「給与収入-給与所得控除」「事業収入-必要経費」等の合計額です。

4月1日時点(年度途中加入の場合はその時点)の同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額(基本的に総所得金額と同じ。公的年金の場合、さらに15万円を控除)の合計額に応じて均等割額が軽減されます。所得による軽減措置の特例は段階的に終了し、令和3年度に法律で定める金額(本則)となります。

2 保険料軽減措置

対象者の所得要件 対象者の所得要件	軽減割合 (均等割額の年額)	
	令和2年度	本則(R3年度~)
33万円(基礎控除額)以下	7.75割 (12,529円)	7割 (16,706円)
	7割 (16,706円)	
被保険者全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない		
33万円 + 28.5万円 × 被保険者数 以下	5割 (27,843円)	5割 (27,843円)
33万円 + 52万円 × 被保険者数 以下	2割 (44,549円)	2割 (44,549円)

3 被用者保険であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険の被扶養者であった人は、均等割額の軽減措置を受けられる場合があります。対象の方は所得割額がからず、均等割額も5割軽減されます。特例措置は後期高齢者医療制度加入後2年間に限り受けられることができます。

被用者保険…全国健康保険協会管掌保険、組合管掌保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

4 保険証の更新は8月です

後期高齢者医療被保険者証(保険証)が更新されます。現在発行している保険証の有効期限は7月31日までとなっています。有効期限が過ぎた保険証は無効となりますのでご注意ください。なお、8月1日から使える新しい保険証は7月下旬に発送予定となっています。

5 保険料を滞納すると

災害などの特別な事情が無いにもかかわらず、保険料の滞納が続く場合、有効期限の短い保険証への差替えなどの措置が執られる場合があります。保険料の納期を確認し、期限内に納めましょう。お困りの時は、担当の窓口までご相談ください。

《 被用者保険の被扶養者であった人の軽減 》

後期高齢者医療の対象となる(75歳到達)前日まで右にあげた被用者保険の扶養として加入していた場合

5割軽減 均等割額 27,843円

※ 所得割額はかかりません。
 ※ 制度加入から2年に限りこの軽減措置が受けられます。
 ※ 上記とは別に、世帯の所得が低い方に対する均等割軽減措置があり、低所得者への軽減措置と元被扶養者への軽減措置を比較して、軽減額の高い方を優先します。



☎ 役場住民課保険係
☎ 22-7761
 ☎ 福岡県後期高齢者医療広域連合
☎ 092-651-3111

